# 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。居宅介護支援サービス開始にあたり、厚生省令第８条第４号に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## １　指定居宅介護支援を提供する事業者について

| | |
|---|---|
| 事業者名称 | 社会福祉法人　美唄市社会福祉協議会 |
| 代表者氏名 | 会長　越前谷賢一 |
| 本社所在地<br>(連絡先及び電話番号等) | 美唄市西３条南３丁目６番２号　美唄市総合福祉センター内<br>（電話）0126-62-0770　（FAX）　0126-62-6996 |
| 法人設立年月日 | 昭和 26 年 8 月 29 日 |

## ２　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

| | |
|---|---|
| 事業所名称 | びばい社協　生活支援センター |
| 介護保険指定事業者番号 | 北海道知事指定　0176100022 |
| 事業所所在地 | 美唄市西３条南３丁目６番２号　美唄市総合福祉センター内 |
| 連絡先<br>相談担当者名 | （電話）0126-66-2210　（FAX）　0126-62-6996 |
| 事業所の通常の事業の実施地域 | 美唄市内　（原則、美唄市内のみになります） |

(2) 事業の目的及び運営の方針

| | |
|---|---|
| 事業の目的 | 介護支援専門員研修修了者（以下「介護支援専門員」という。）により要介護認定者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。 |
| 運営の方針 | 要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものである。<br>事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努める。 |

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日～金曜日。<br>ただし、国民の祝祭日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除きます。 |
| 営業時間 | 午前 9：00～午後 5：00　※時間外については転送電話対応 |

(4) 事業所の職員体制

| | |
|---|---|
| 管理者 | 鈴木　寿幸 |

| 職 | 職　務　内　容 | 人員数 |
|---|---|---|
| 介護支援専門員 | 居宅介護支援業務を行います。 | 常　勤　5名<br>非常勤　　名 |
| 事務職員 | 介護給付費等の請求事務等を行います。 | 常　勤　1名<br>非常勤　　名 |

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

| 居宅介護支援の内容 | 提供方法 | 介護保険適用有無 | 利用料（月額） | 利用者負担額（介護保険適用の場合） |
|---|---|---|---|---|
| ① 居宅サービス計画の作成<br>② 居宅サービス事業者との連絡調整<br>③ サービス実施状況の把握、評価<br>④ 利用者状況の把握<br>⑤ 給付管理<br>⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助<br>⑦ 相談業務 | 別紙１に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。 | 左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。 | 下記の表の通り | 介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。<br>（全額介護保険により負担されます。） |

| 要介護度区分 ／ 取扱い件数区分 | 要介護１・２ | 要介護３～５ |
|---|---|---|
| 介護支援専門員１人当たりの利用者の数が 40 人未満の場合 | 居宅介護支援費Ⅰ<br>13850 円 | 居宅介護支援費Ⅰ<br>17070 円 |

| | 加　　算 | 加算額 | 内　容　・　回　数　等 |
|---|---|---|---|
| 要介護度による区分なし | 初　回　加　算 | 3,000 円 | 新規に居宅サービス計画を作成する場合<br>要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合<br>要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合 |
| | 入院時情報連携加算Ⅰ | 2,000 円 | 入院の日から３日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅰ） |
| | 入院時情報連携加算Ⅱ | 1,000 円 | 入院の日から４日以上７日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合（Ⅱ） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 退院・退所加算（Ⅰ）イ<br>退院・退所加算（Ⅰ）ロ<br>退院・退所加算（Ⅱ）イ<br>退院・退所加算（Ⅱ）ロ<br>退院・退所加算（Ⅲ） | 4500円<br>6000円<br>6000円<br>7500円<br>9000円 | 入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。<br>（Ⅰ）イ　連携１回<br>（Ⅰ）ロ　連携1回（カンファレンス参加による）<br>（Ⅱ）イ　連携２回以上<br>（Ⅱ）ロ　連携2回（内1回以上カンファレンス参加）<br>（Ⅲ）　連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加） |
| | 通院時情報連携加算 | 500円 | １月につき |
| | 特定事業所加算（Ⅰ）<br>特定事業所加算（Ⅱ）<br>特定事業所加算（Ⅲ） | 5050円<br>4070円<br>3090円 | 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき） |
| | 特定事業所加算（Ａ） | 1,000円 | |
| | 特定事業所医療介護連携加算 | 1,337円 | 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき） |
| | ターミナルケアマネジメント加算 | 4,280円 | 在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し２４時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合 |
| | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,140円 | 病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合 |

３　その他の費用について

| | |
|---|---|
| ① 交通費 | 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 |

４　利用者の居宅への訪問頻度の目安

| 介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安 |
|---|
| 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回 |

※　ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5　居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

（1）利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。

（2）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（3）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利

用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙２のとおりです。

7　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|---|---|
| 虐待防止に関する責任者 | 鈴木寿幸 |

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

身体拘束のゼロへの取り組みと虐待防止について

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を行いません。やむなく行う場合は、利用者及び利用者の家族等に対して説明し同意を得るものとします。また、虐待防止委員会を設置し、身体拘束についての改善計画を作成し随時見直しを行うものとします。また、事業所及び 従業者は、サービス提供中に従業者若しくは家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

（１） 当事業所における虐待防止の受付 当法人虐待防止対応規程により、当事業所では虐待通報に適切に対応する体制を整えています。また、当事業所における虐待防止責任者を設置し、虐待防止に努めます。

〇虐待防止責任者(虐待防止委員会委員長)　　鈴木寿幸　障害者相談支援センター長

〇虐待受付担当　(虐待防止委員会副委員長)　佐藤明　かがやきデイサービスセンター

（２） 行政機関その他の虐待防止受付機関

美唄市地域包括支援センター　　0126-68-8297

（３） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、 ハラスメント対策に取り組む。

8　.業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。

　感染症の予防及びまん延の防止のための措置 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組む

9　カスタマーハラスメントに関する当事業所の考え方

　当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち､社会通念上相当な範囲を超え､職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

①大声での叱責や威圧的な言動

②人格を否定する発言や差別的な言動

③業務の範囲を超えた過度な要求

④長時間にわたる執拗な要望やクレーム

　これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

　なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|---|---|
| ①　利用者及びその家族に関する秘密の保持について | ①　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」､「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。<br>②　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。<br>③　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。<br>④　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 |
| ②　個人情報の保護について | ①　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。<br>②　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を |

| | |
|---|---|
| | もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。<br>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。） |

11　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| | |
|---|---|
| 保険会社名 | 損害保険ジャパン株式会社 |
| 保険名 | 全国社会福祉協議会団体補償制度 |
| 保障の概要 | 総合保障タイプ（B）プラン 1-①、1-④、プラン 2-①、2-②、2-③ |

12　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

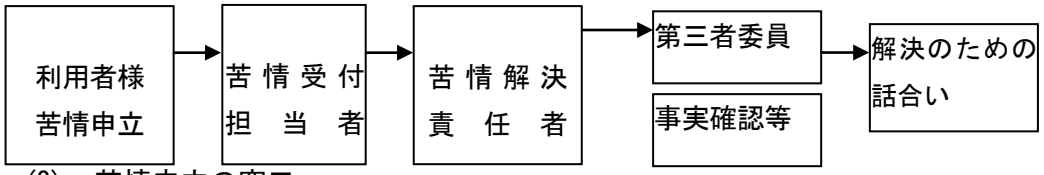
13　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ァ 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情解決の流れ




(2)　苦情申立の窓口

| | |
|---|---|
| 【事業者の窓口】 | 所 在 地　美唄市西 3 条南 3 丁目 6-2<br>電話番号　0126-62-0770<br>ﾌｧｯｸｽ番号 01266-62-6996<br>受付時間　9:00～17：00 |
| 美唄市役所　保健福祉部<br>地域包括ケア推進課　介護保険係 | 所 在 地　美唄市西 3 条南 1 丁目 1-1<br>電話番号　0126-63-0461<br>受付時間　9:00～17:30 |

| | |
|---|---|
| 北海道国民健康保険団体連合会 | 所 在 地　札幌市中央区南 2 条西 14 丁目<br>電話番号　011-231-5175<br>受付時間 9:00～17:00（土日祝休み） |

（その他）

北海道社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会(011-204-6310)

本会「苦情解決規程」)に基づき、次のとおり苦情解決に努めます。

苦情解決責任者　鈴木　寿幸(生活支援センター管理者)

苦情受付担当者　米澤　征騎(介護支援専門員)

受付方法　面談(びばい社協生活支援センター)

郵送　(美唄市西３条南３丁目 6-2 美唄市総合福祉センター内)

電話(０１２６-６２‐２２１０又は、６２-０７７０(社協事務局))

受付時間　月曜日から金曜日の９時 00 分～１７時 00 分

14　重要事項説明の年月日

| | |
|---|---|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 令和　　年　　月　　日 |

上記内容について、「「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号)」第 4 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置づけた選定理由を求めることが可能であること、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について説明を行いました。

| | | |
|---|---|---|
| 事業者 | 所　在　地 | 美唄市西 3 条南 3 丁目 6 番 2 号 |
| | 法　人　名 | 社会福祉法人　美唄市社会福祉協議会 |
| | 代 表 者 名 | 会長　　越前谷賢一 |
| | 事 業 所 名 | びばい社協　生活支援センター |
| | 説明者氏名 | 鈴木　寿幸 |

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

| | | |
|---|---|---|
| 利用者 | 住　所 | |
| | 氏　名 | |

| | | |
|---|---|---|
| 代理人 | 住　所 | |
| | 氏　名 | |

（別　紙１）　居宅介護支援業務の実施方法等について

1　居宅介護支援業務の実施

① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2　居宅サービス計画の作成について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。

② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。

イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3　サービス実施状況の把握、評価について

① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。

③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4　居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5　給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6　要介護認定等の協力について

① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。

② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7　居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

（別　紙２）　当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

① 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

**訪問介護　34.29%**
**通所介護　44.42%**
**地域密着型通所介護　2.70%**
**福祉用具貸与　60.97%**

② 前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

| | | | |
|---|---|---|---|
| **訪問介護** | さわやかヘルパーステーション<br>38.14% | シニアリスペクトヘルパーステーション | 訪問介護事業所絆 |
| **通所介護** | かがやきデイサービスセンター<br>61.36% | ここてらす美唄 | デイサービスセンターすまいる |
| **地域密着型通所介護** | モエズヴィラ美唄<br>100% | なし | なし |
| **福祉用具貸与** | (株)環商事　愛育<br>66.94% | ニック株式会社 | マルベリーさわやかセンター |

判定期間　　令和７年度

前期（３月１日から８月末日）

後期（９月１日から２月末日）

※ 美唄市には地域密着型通所介護は１件のみになります。
（地域密着型通所介護は　美唄市民のみの利用になります）

※ デイサービスの市内事業所は上記の３件。他市町村からも迎えありますが地域限定です。

※ 福祉用具貸与事業所は　美唄市内は１件のみです。

※ 訪問介護は上記の事業所の他にヘルパーステーションすまいる・まる美　・SONP 奈井江があります。

（別紙３）

# 個人情報取り扱い同意書

私及び家族は、本書面に基づいて、私及び家族等の個人情報を貴会が定めた「個人情報保護規程」（別添）に基づき下表のとおり提供することに同意します。

| | 事業種類 | 事業所名 | 利用目的 |
|---|---|---|---|
| ○ | 給付管理事業 | 北海道国民健康連合会 | 介護報酬請求のため |
| ○ | 保険者 | 美唄市<br>美唄市地域包括支援センター | 介護保険諸手続きのため |
| ○ | ｹｱﾏﾈｼﾞ ﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ提供事業者 | 都築電気、ＮＤソフトウェア | システム管理のため |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※都築電気、ND ソフトウェアとは　社協で使用している介護保険管理ソフト会社になります。

※入院された場合、入院先の病院より情報を求められる場合があります。

その際、情報提供を上記以外(救急搬送先)等に情報を提供することがあります。

令和　　年　　月　　日

サービス利用者

お名前 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

家　族 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

新しくサービス利用を開始する場合は改めて個人情報同意書を交わした上での対応になります。
ただし、緊急時・その他やむをえない事由があった場合や以下の場合はこの限りではありません。

| |
|---|
| 施設等への入所又は入院が決まった場合の入所、入院施設 |
| 居宅介護支援事業所を変更する場合の変更先居宅支援事業所 |
| 研修会、勉強会等の事例検討（実名住所等本人を特定できないようにします） |

社会福祉法人　美唄市社会福祉協議会
びばい社協生活支援センター
介護支援専門員　鈴木寿幸

（ご連絡先）
〒072-0026　美唄市西３条南３丁目 6-2　美唄市総合福祉センター内
社会福祉法人　美唄市社会福祉協議会
びばい社協　生活支援センター
電話　0126-66-2210
メール　keamane.bibai-shakyo@pipalnet.jp